

謝罪広告事件

最大判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁
謝罪広告請求事件

事件

Y(大栗清実)は、昭和27年の衆議院議員選挙に、日本共産党の公認を得て徳島県から立候補したが、その選挙運動に際し、ラジオの政見放送や新聞を通じて、対立候補であるX(蔭山茂人)が徳島県副知事在職中に発電所建設にからみ業者から斡旋料を受け取ったと述べた。これに対して、Xは、虚偽の事実を公表されることにより名誉を著しく毀損されたとして、その名誉回復のためにYに対して謝罪文の放送及び掲載を求める訴訟を提起した。

第1審は、Xの請求は正当であるとし、Yに対して「……放送及び記事は真実に相違して居り、貴下の名誉を傷け御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」という文面の謝罪広告をYの名で新聞紙上に掲載することを命じた(徳島地判昭和28年6月24日下民集4巻6号926頁)。控訴審も、原判決を正当とした(高松高判昭和28年10月3日)。これに対して、Yは、現在でも演説の内容は真実であり上告人の言論は国民の幸福の為に為されたものとの確信をもっており、たとえYの行為が不法行為に該当するとしても、Yの全然意図しない言説を上告人の名前で新聞に掲載させることは、Yの良心の自由を侵害するもので憲法19条に違反するなどとして上告した。

判旨

上告棄却

「民法七二三条にいわゆる「他人の名誉を毀損した者に対して被害者の名誉を回復するに適當な処分」として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、従来学説判例の肯認するところであり、また謝罪広告を新聞紙等に掲載することは我国民生活の実際においても行われているのである。尤も謝罪広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが謝罪者の意思決定に委ねるを相当とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替作為として民訴七三四条に基き間接強制によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することが債務者の人格を無視し著しくその名誉を毀損し意思決定の自由乃至良心の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであらうけれど、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにあつては、これが強制執行も代替作為として民訴七二三条の手續によることを得るものといわなければならない。そして原判決の是認した被上告人の本訴請求は、上告人が判示日時に判示放送、又は新聞紙において公表した客觀的事実につき上告人名義を以て被上告人に宛て「右放送及記事は真相に相違しており、貴下の名誉を傷け御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」なる内容のもので、結局上告人をして右公表事実が虚偽且つ不当であつたことを広報機関を通じて発表すべきことを求めるに帰する。されば少くともこの種の謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる原判決は、上告人に屈辱的若くは苦役的労苦を科し、又は上告人の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられないし、また民法七二三条にいわゆる適當な処分というべきである。」

麹町中学校内申書訴訟

最判昭和63年7月15日判時1287号65頁
損害賠償請求事件

事件

X(保坂展人)は、1971(昭和46)年3月に東京都千代田区立麹町中学校を卒業し、都立及び私立の高校4校を受験したが、いずれも不合格となった(結局、都立定時制高校に入学した)。高校受験のために同中学校長から各高校に提出されたXの調査書(いわゆる内申書)の「行動及び性格の記録欄」中の「基本的な生活習慣」「自省心」「公共心」に、A・B・Cの3段階評定で、

C(特に指導を要する)の評価がなされていた。その理由として、「備考欄及び特記事項欄」に、「校内において麹町中全共闘を名乗り、機関紙『砦』を発行した。学校文化祭の際、文化祭粉砕を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、ピラまきを行つた。大学生ML派の集会に参加している。学校側の指導説得をきかないで、ピラを配つたり、落書をした。」等の記載がなされ、また、「欠席の主な理由欄」には「風邪、発熱、集会又はデモに参加して疲労のため」という趣旨の記載がされていた。そこで、Xは、この内申書の作成・提出行為がXの思想・信条の自由の侵害(憲法19条違反)であり、教基法3条、憲法26条に違反した教育評価権の濫用による進学妨害であること、また、分離卒業式の挙行及び卒業式当日の加害行為が学校教育法11条に違反し、憲法26条の保障するXの学習権を侵害するものであるなどと主張し、Y₁(東京都)とY₂(東京都千代田区)を相手どって、国家賠償法1条及び3条に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。

第1審(東京地判昭和54年3月28日判時921号18頁)は、「非合理的もしくは違法な理由もしくは基準に基づいて」なされた内申書の分類評定を、生徒の「学習権を不当に侵害」する違法なものであると解し、教育基本法1条及び3条に鑑み、本件内申書作成行為は違法であるとして、Xの請求を認めた。控訴審(東京高判昭和57年5月19日判時1041号24頁)は、学習権が各人の能力に応じた分量的制約を伴うものである以上、調査書が本人にとって不利に働くこともあるのは事柄の性質上当然のことであるとしつつ、本件内申書に記載されたXの行為が、高等学校に対し、指導を要するものとして知らしめ、もって入学選抜判定の資料とさせることは違法ではないと判示し、Xの請求を斥けた。そこで、Xは上告した。

判旨

上告棄却

「〔「備考欄及び特記事項欄」及び「欠席の主な理由欄」〕のいずれの記載も、上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によつては上告人の思想、信条を了知し得るものではないし、また、上告人の思想、信条自体を高等学校の入学選抜の資料に供したものと到底解することができない。」

「なお、調査書は、学校教育法施行規則五九条一項の規定により学力検査の成績等と共に入学者の選抜の資料とされ、その選抜に基づいて高等学校の入学が許可されるものであることにかんがみれば、その選抜の資料の一とされる目的に適合するよう生徒の学力はもちろんその性格、行動に関しても、それを把握し得る客観的事実を公正に調査書に記載すべきであつて、本件調査書の備考欄等の記載も右の客観的事実を記載したものであることは、原判決の適法に確定したところである。」

「上告理由……のうち、調査書の制度が生徒の思想、信条に関する事項を評定の対象として調査書にその記載を許すものとすれば、調査書の制度自体が憲法一九条に違反するものとする点については、原判決の認定しない事実関係を前提とする仮定的主張であるから、到底採用することができない。」

加持祈祷事件

最大判昭和38年5月15日刑集17巻4号302頁
傷害致死被告事件

事件

真言宗の僧侶であるY(西田覚蓮こと西田ヤヱ)は、1958(昭和33)年10月、当時18歳のA(泉世志子)が急に異常な言動を示すようになったので、Aの精神障害平癒を祈願するため加持祈祷をしてもらいたいと、Aの母B(泉愛)や叔母C(中本スミ子)らから依頼を受けた。Yは、約1週間にわたり、Aに経文を唱え、数珠でAの体をなでるなどして祈祷を行なったが、Aが一向に治癒しそうにないので、Yは、Aに大きな狸が憑依していると考え、線香護摩による祈祷を行ない、Aから狸を追い出そうと考えた。そこで、Yは、祈祷に用いる線香や塩などをAの父D(泉熊次)らに用意させ、D宅の8畳間の中央に護摩台を置き、その中央部に三徳を置き、塩を盛った鍋をその上にのせて護摩壇をつくり、護摩壇の正面から約50メートル離れたところ

に、Aを囲むようにDとAのいとこのE(田尻俊夫)を座らせ、さらにその護摩壇の左右にAの近親者等7名を座らせ、塩の入った鍋に火のついた線香9束を縦横各3列に並べ立て、その上に交互にさらに線香をのせ、その周囲に次々と線香を立てかけ補充して行く方法で線香を焚いた。次第にAが熱さに身をもがき暴れだしたので、YはDやEらにAの身体を押さえつけさせ、腰紐やタオル等で緊縛させるなどして、嫌がるAを無理に燃えさかる護摩壇の近くに引きよせて線香の火に当らせ、狸が咽喉まで出かかっていると、「ど狸早く出る」と怒号しながらの咽喉部を線香の火であぶったり、背中を押さえつけたり、手で殴るなど、約3時間にわたり、線香約800束を燃やし尽くした。加持祈祷の間、YやAの周囲の者は、次第に上昇する熱気と線香の煙とにたまらなくなって、新鮮な空気を吸うため室外に出たりしたが、Aにだけはそのようにさせず、燃えさかる護摩壇のすぐそばに引きよせたままにした。

その結果、Aは、前頸部をはじめ全身に多数の熱傷や皮下出血を負い、これによる二次性ショック及び身体激動による疲労等に基づく急性心臓麻痺のため、加持祈祷開始の4時間後に死亡した。

第1審(大阪地判昭和35年5月7日刑集17巻4号328頁)は、Yの加持祈祷行為は医療上一般に承認された精神障害者に対する治療行為とは到底認めえず、傷害致死罪(刑法205条)に該当するとして懲役2年執行猶予3年の有罪判決を下した。控訴審(大阪高判昭和35年12月22日刑集17巻4号333頁)も第1審を支持した。そこで、Yは、憲法20条1項違反を主張して上告した。

判旨

上告棄却

「憲法二〇条一項は信教の自由を何人に対してもこれを保障することを、同二項は何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されないことを規定しており、信教の自由が基本的人権の一として極めて重要なものであることはいうまでもない。しかし、およそ基本的人権は、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うべきことは憲法一二条の定めるところであり、また同一三条は、基本的人権は、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする旨を定めており、これら憲法の規定は、決して所論のような教訓的規定というべきものではなく、従つて、信教の自由の保障も絶対無制限のものではない。」

「これを本件についてみるに、第一審判決およびこれを是認した原判決の認定したところによれば、被告人の本件行為は、被害者泉世志子の精神異常平癒を祈願するため、線香護摩による加持祈祷の行としてなされたものであるが、被告人の右加持祈祷行為の動機、手段、方法およびそれによつて右被害者の生命を奪うに至つた暴行の程度等は、医療上一般に承認された精神異常者に対する治療行為とは到底認め得ないというのである。しからば、被告人の本件行為は、所論のように一種の宗教行為としてなされたものであつたとしても、それが前記各判決の認定したような他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当るものであり、これにより被害者を死に致したものである以上、被告人の右行為が著しく反社会的なものであることは否定し得ないところであつて、憲法二〇条一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものというほかはなく、これを刑法二〇五条に該当するものとして処罰したことは、何ら憲法の右条項に反するものではない。これと同趣旨に出た原判決の判断は正当であつて、所論違憲の主張は採るを得ない。」

剣道実技拒否事件

最判平成8年3月8日民集50巻3号469頁

進級拒否処分取消、退学命令処分等取消請求事件

事件

聖書に固く従うキリスト教の一派である「エホバの証人」の信者であるX(小林邦人)は、1990(平成2)年に神戸市立工業高等専門学校に入学した学生であるが、体育科目の履修において、信仰上の理由から格技である剣道実技に参加することを拒否した。このためXは、必修である

体育科目の修得認定を受けることができず、2年連続して原級留置の処分を受け、さらに、これを理由に学校規則および退学に関する内規に従い、退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当するとして、退学処分を受けた。そこで、Xは、Y（神戸市立工業高等専門学校長）が信仰上の理由から剣道実技に参加しない者にその履修を強制し、それを履修しなかった者に代替措置をとることなく原級留置・退学処分をしたことは、憲法20条の信教の自由や26条の教育を受ける権利を侵害するものであり、憲法14条、教育基本法3条、9条1項等にも違反すると主張して、原級留置及び退学の各処分の取消しを求める本案訴訟を提起するとともに、各処分の執行停止の申立てをした。

各処分の執行停止の申立てはいずれも認められず、各本案訴訟の第1審では、いずれもXの請求は棄却された（神戸地判平成5年2月22日判時1524号20頁）。しかし、控訴審は、事件を併合審理したうえで、各処分をいずれも裁量権の逸脱があり違法であるとして、第1審判決を取り消し、Xの請求をすべて認容した（大阪高判平成6年12月22日判時1524号8頁）。そこで、Yは上告した。

判旨

上告棄却

「高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものであり、裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずべきものではなく、校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである...。しかし、退学処分は学生の身分をはく奪する重大な措置であり、学校教育法施行規則一三条三項も四個の退学事由を限定的に定めていることからすると、当該学生を学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限り退学処分を選択すべきであり、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要するものである.....。また、原級留置処分も、学生にその意に反して一年間にわたり既に履修した科目、種目を再履修することを余儀なくさせ、上級学年における授業を受ける時期を延期させ、卒業を遅らせる上、神戸高専においては、原級留置処分が二回連続してされることにより退学処分にもつながるものであるから、その学生に与える不利益の大きさに照らして、原級留置処分の決定に当たっても、同様に慎重な配慮が要求されるものというべきである。そして、前記事実関係の下においては、以下に説示するとおり、本件各処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超えた違法なものといわざるを得ない。」

「公教育の教育課程において、学年に応じた一定の重要な知識、能力等を学生に共通に修得させることが必要であることは、教育水準の確保等の要請から、否定することができず、保健体育科目の履修もその例外ではない。しかし、高等専門学校においては、剣道実技の履修が必須のものとはいい難く、体育科目による教育目的の達成は、他の体育種目の履修などの代替的方法によってこれを行うことも性質上可能というべきである。」

「被上告人が剣道実技への参加を拒否する理由は、被上告人の信仰の核心部分と密接に関連する真しなものであった。被上告人は、他の体育種目の履修は拒否しておらず、特に不熱心でもなかったが、剣道種目の点数として三五点中のわずか二・五点しか与えられなかったため、他の種目の履修のみで体育科目の合格点を取ることは著しく困難であったと認められる。したがって、被上告人は、信仰上の理由による剣道実技の履修拒否の結果として、他の科目では成績優秀であったにもかかわらず、原級留置、退学という事態に追い込まれたものというべきであり、その不利益が極めて大きいことも明らかである。また、本件各処分は、その内容それ自体において被上告人に信仰上の教義に反する行動を命じたものではなく、その意味では、被上告人の信教の自由を直接的に制約するものとはいえないが、しかし、被上告人がそれらによる重大な不利益を避けるためには剣道実技の履修という自己の信仰上の教義に反する行動を採ることを余儀なくさせられるという性質を有するものであったことは明白である。

上告人の採った措置が、信仰の自由や宗教的行為に対する制約を特に目的とするものではなく、

教育内容の設定及びその履修に関する評価方法についての一般的な定めに従ったものであるとしても、本件各処分が右のとおり性質を有するものであった以上、上告人は、……裁量権の行使に当たり、当然そのことに相応の考慮を払う必要があったというべきである。また、被上告人が、自らの自由意思により、必修である体育科目の種目として剣道の授業を採用している学校を選択したことを理由に、……著しい不利益を被上告人に与えることが当然に許容されることになるものでもない。」

「被上告人は、レポート提出等の代替措置を認めて欲しい旨繰り返し申し入れていたのであって、剣道実技を履修しないまま直ちに履修したと同様の評価を受けることを求めていたものではない。これに対し、神戸高専においては、被上告人ら「エホバの証人」である学生が、信仰上の理由から格技の授業を拒否する旨の申出をするや否や、剣道実技の履修拒否は認めず、代替措置は採らないことを明言し、被上告人及び保護者からの代替措置を採って欲しいとの要求も一切拒否し、剣道実技の補講を受けることのみを説得したというのである。本件各処分の……性質にかんがみれば、本件各処分に至るまでに何らかの代替措置を採ることの是非、その方法、態様等について十分に考慮するべきであったといえることができるが、本件においてそれがされていたとは到底いうことができない。

所論は、神戸高専においては代替措置を採るにつき実際的な障害があったという。しかし、信仰上の理由に基づく格技の履修拒否に対して代替措置を採っている学校も現にあるというのであり、他の学生に不公平感を生じさせないような適切な方法、態様による代替措置を採ることは可能であると考えられる。また、履修拒否が信仰上の理由に基づくものかどうかは外形的事情の調査によって容易に明らかになるであろうし、信仰上の理由に仮託して履修拒否をしようという者が多数に上るとも考え難いところである。さらに、代替措置を採ることによって神戸高専における教育秩序を維持することができないとか、学校全体の運営に看過することができない重大な支障を生ずるおそれがあったとは認められないとした原審の認定判断も是認することができる。そうすると、代替措置を採ることが実際不可能であったということとはできない。

所論は、代替措置を採ることは憲法二〇条三項に違反するとも主張するが、信仰上の真しな理由から剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として、例えば、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めた上で、その成果に応じた評価をすることが、その目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものということではできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえないのであって、およそ代替措置を採ることが、その方法、態様のいかに問わず、憲法二〇条三項に違反するということができないことは明らかである。また、公立学校において、学生の信仰を調査せん索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないものであるが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることが公教育の宗教的中立性に反するとはいえないものと解される。」

「以上によれば、信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、正当な理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもないのに、代替措置について何ら検討することもなく、体育科目を不認定とした担当教員らの評価を受けて、原級留置処分をし、さらに、不認定の主たる理由及び全体成績について勘案することなく、二年続けて原級留置となったため進級等規程及び退学内規に従って学則にいう「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に当たるとし、退学処分をしたという上告人の措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものと評するほかはなく、本件各処分は、裁量権の範囲を超える違法なものといわざるを得ない。」

オウム真理教解散命令事件

最決平成 8 年 1 月 30 日民集 50 卷 1 号 199 頁

宗教法人解散命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

事件

X(宗教法人オウム真理教)は、1989(平成元)年8月に設立された宗教法人であるが、検察官と所轄庁Y₂(東京都知事)は、Xの代表役員A(麻原彰光こと松本智津夫)及びその指示を受けた幹部らが、93年11月頃から94年12月下旬頃、信者多数とともに組織的に不特定多数の者を殺害する目的で、毒ガスであるサリンの生成を企てた行為について、それが殺人予備行為に相当し、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」及び同2号前段の「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するとして、Xの解散命令を東京地方裁判所に請求した。

これに対し、同裁判所は、「オウム真理教を解散する」旨の決定をした(東京地決平成7年10月30日判時1544号43頁)。Xは直ちに抗告したが、棄却された(東京高決平成7年12月19日判時1548号26頁)。そこで、Xは、事実関係を争うとともに、解散命令は関係のない多数の信者の信仰の自由を奪うもので憲法20条に違反するなど主張して、Y₁(検事総長)とY₂を相手に特別抗告をした。

決定要旨

抗告棄却

「所論は要するに、抗告人を解散する旨の第一審決定……及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、抗告人の信者の信仰生活の基盤を喪失させるものであり、実質的に信者の信教の自由を侵害するから、憲法二〇条に違反するというのである。」

「本件解散命令は、宗教法人法(以下「法」という。)の定めるところにより法人格を付与された宗教団体である抗告人について、法八一条一項一号及び二号前段に規定する事由があるとされたものである。

法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし……、宗教団体に法人格を付与し得ることとしている……。すなわち、法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない(法一条二項参照)。法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(同条一項一号)や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為(同項二号前段)があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合(同項二号後段、三号から五号まで)には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令(商法五八条)と同趣旨のものであると解される。

したがって、解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。もっとも、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ……、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから……、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。このように、宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」

「法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、……専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるということが出来る。そして、原審が確定したところによれば、抗告人の代表役員であった松本智津夫及びその指示を受けた抗告人の多数の幹部は、大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生成することを計画した

上、多数の信者を動員し、原告人の物的施設を利用し、原告人の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したというのであるから、原告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことが明らかである。原告人の右のような行為に対処するには、原告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。したがって、本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、原告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるといえることができる。また、本件解散命令は、法八一条の規定に基づき、裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、その手続の適正も担保されている。」

「宗教上の行為の自由は、もとより最大限に尊重すべきものであるが、絶対無制限のものではなく、以上の諸点にかんがみれば、本件解散命令及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、憲法二〇条一項に違背するものではないといえるべきであり、このように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和……三八年五月一五日大法廷判決……）の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。」

津地鎮祭事件

最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁
行政処分取消等請求事件

事件

三重県津市は、1965(昭和 40)年 1 月 14 日、市の体育館の起工式を行なった。この起工式は、宗教法人大市神社の宮司によって神式の地鎮祭として行なわれ、その挙式費用 7663 円(内訳は、宮司らに対する謝礼 4000 円と供物料金 3663 円)が市の公金より支出された。そこで、本地鎮祭に出席した同市議会議員 X(関口精一)は、津市が主催して、神式に則る地鎮祭を行ない、これに要する費用を公金で支出したことは憲法 20 条及び 89 条に違反するとし、地方自治法 242 条の 2 に基づき、同市長 Y(角永清)に対し、憲法 20 条、89 条、地方自治法 2 条 15 項、138 条の 2 に違背し違憲・違法に支出した公金の津市への賠償と、本儀式に参加を強いられたために被った精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを請求した。

第 1 審は、本件起工式が外見上は宗教的行事に属するが、実態は宗教的活動に当たるものではなく、習俗的行事とでもいえるものであるとして、憲法 20 条 3 項に違反するものではないと判断し、X の請求を退けた(津地判昭和 42 年 3 月 16 日行集 18 卷 3 号 246 頁)。これに対して、控訴審は、地鎮祭について詳細な検討を加えた後に、本件地鎮祭は憲法 20 条 3 項の宗教的活動に当たり違憲であり、かかる公金支出は違法であると判示した(名古屋高判昭和 46 年 5 月 14 日行集 22 卷 5 号 680 頁)。この判決に対し、Y は、本件地鎮祭は習俗的行事であって宗教的活動に該当しないと主張して、上告した。

判旨

原判決破棄・自判

「一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、もともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであるから、世俗的権力である国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。……元来、わが国においては、キリスト教諸国や回教諸国等と異なり、各種の宗教が多層的、重層的に発達、併存してきているのであつて、このような宗教事情のもとで信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結びつきをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であつた。これらの諸点にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようと

したものと解すべきである。

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、宗教は、信仰という個人の内心的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であつて、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあつて、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れえないこととなる。したがつて、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものといわなければならない。更にまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえつて社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れないのであつて、例えば、特定宗教と関係のある私立学校に対し一般の私立学校と同様な助成をしたり、文化財である神社、寺院の建築物や仏像等の維持保存のため国が宗教団体に補助金を支出したりすることも疑問とされるに至り、それが許されないということになれば、そこには、宗教との関係があることによる不利益な取扱い、すなわち宗教による差別が生ずることになりかねず、また例えば、刑務所等における教誨活動も、それがなんらかの宗教的色彩を帯びる限り一切許されないということになれば、かえつて受刑者の信教の自由は著しく制約される結果を招くことにもなりかねないのである。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」

「憲法二〇条三項……にいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であつても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」

「そこで、右の見地に立つて、本件起工式が憲法二〇条三項によつて禁止される宗教的活動にあたるかどうかについて検討する。

本件起工式は、……建物の建築の着工にあたり、土地の平安堅固、工事の無事安全を祈願する儀式として行われたことが明らかであるが、その儀式の方式は、……専門の宗教家である神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭場を設け一定の祭具を使用して行つたというのであり、また、これを主宰した神職自身も宗教的信仰心に基づいてこれを執行したものと考えられるから、それが宗教とのかかわり合いをもつものであることは、否定することができない。

しかしながら、古来建物等の建築の着工にあたり地鎮祭等の名のもとに行われてきた土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願する儀式、すなわち起工式は、土地の神を鎮め祭るといふ宗教

的な起源をもつ儀式であつたが、時代の推移とともに、その宗教的な意義が次第に稀薄化してきていることは、疑いのないところである。一般に、建物等の建築の着工にあたり、工事の無事安全等を祈願する儀式を行うこと自体は、「祈る」という行為を含むものであるとしても、今日においては、もはや宗教的意義がほとんど認められなくなつた建築上の儀礼と化し、その儀式が、たとえ既存の宗教において定められた方式をかりて行われる場合でも、それが長年月にわたつて広く行われてきた方式の範囲を出ないものである限り、一般人の意識においては、起工式にさしたる宗教的意義を認めず、建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価しているものと考えられる。本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に則つて行われたものであるが、かかる儀式は、国民一般の間にすでに長年月にわたり広く行われてきた方式の範囲を出ないものであるから、一般人及びこれを主催した津市の市長以下の関係者の意識においては、これを世俗的な行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかつたものと考えられる。

また、現実の一般的な慣行としては、建築着工にあたり建築主の主催又は臨席のもとに本件のような儀式をとり入れた起工式を行うことは、特に工事の無事安全等を願う工事関係者にとつては、欠くことのできない行事とされているのであり、このことと前記のような一般人の意識に徴すれば、建築主が一般の慣習に従い起工式を行うのは、工事の円滑な進行をはかるため工事関係者の要請に応じ建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼を行うという極めて世俗的な目的によるものであると考えられる……。

元来、わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員としては神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、冠婚葬祭に際しても異なる宗教を使いわけてさしたる矛盾を感じることがないというような宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の宗教的関心度は必ずしも高いものとはいいがたい。他方、神社神道自体については、祭祀儀礼に専念し、他の宗教にみられる積極的な布教・伝道のような対外活動がほとんど行われることがないという特色がみられる。このような事情と前記のような起工式に対する一般人の意識に徴すれば、建築工事現場において、たとえ専門の宗教家である神職により神社神道固有の祭祀儀礼に則つて、起工式が行われたとしても、それが参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことになるものとも認められない。そして、このことは、国家が主催して、私人と同様の立場で、本件のような儀式による起工式を行った場合においても、異なるものではなく、そのために、国家と神社神道との間に特別に密接な関係が生じ、ひいては、神道が再び国教的な地位をえたり、あるいは信教の自由がおびやかされたりするような結果を招くものとは、とうてい考えられないのである。」

「以上の諸事情を総合的に考慮して判断すれば、本件起工式は、宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的な慣習に従つた儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である。」

東大ポポロ事件

最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁
暴力行為等処罰二関スル法律違反被告事件

事件

1952 (昭和 27) 年 2 月 20 日、東京大学経済学部学生 X (千田謙蔵) は、東京大学の教室内で上演されていた「劇団ポポロ」の演劇の観客の中に、私服で入場券を購入して演劇を観覧していた本富士警察署警察官 A (柴義輝) 及び同 B (茅根隆) を発見し、その身柄を拘束して、数名の学生とともにつるし上げ、その際、拳で腹部を突き、服を引きちぎるなどして、暴行を加えたいと、警察手帳を取り上げ、謝罪文を書かせた。

東京大学では、学生団体に対して、政治的目的がないことを条件として教室の使用許可を行なっていたが、劇団ポポロは、いわゆる松川事件をモデルにした演劇である「何時の日にか」の上演等を行なう学内集会の開催のために、教室使用許可を申請し、入場者は同大学学生・職員であ

ることと、政治目的を有しないことなどを保証する書面を大学当局に提出していた。しかしながら、実際には、この集会は反植民地闘争デーの一環として行なわれ、一般人が自由に入場しうる事実上公開の政治集会であった。そこでは、松川事件の救援資金のカンパや本件の直前に発生したいわゆる渋谷事件（東京大学学生らが、再軍備反対・徴兵反対などという署名運動を無届で集会を行ない、警察官の指示に違反し、衝突し、うち数名が検挙された事件）の報告などもなされていた。

その後、Xは、暴力行為等処罰ニ関スル法律1条違反として起訴されたが、証拠として提出された警察手帳その他の証拠によると、当日の警察官の潜入は、かねてから続けられていた警備情報収集活動の一環であることが認められた。

第1審（東京地判昭和29年5月11日判時26号3頁）は、大学の自治という法益が警察官の個人的法益より重要な価値である場合には、後者への若干の侵害行為が正当な行為とされることがあり、Xの本件行動は大学の自治への侵害を実効的に防止する手段の一つとしてなされたものであるなどと判示して、無罪の判決を下し、控訴審（東京高判昭和31年5月8日判時77号5頁）もほぼ同様の理由でこれを支持した。これに対して、検察側から上告がなされた。

判旨

原判決破棄・差戻し

「憲法二三条の……学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであつて、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含まれるものではない。しかし、大学については、憲法の右の趣旨と……学校教育法五二条……に基づいて、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由は、これを保障されると解する。」

「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持の権能が認められている。

このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によつて自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとより、憲法二三条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであつて、大学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかいうことのみによつて、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別な学問の自由と自治は享有しないといわなければならない。また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。

本件の東大劇団ボポロ演劇発表会は、……いわゆる反植民地闘争デーの一環として行なわれ、演劇の内容もいわゆる松川事件に取材し、開演に先き立つて右事件の資金カンパが行なわれ、さらにいわゆる渋谷事件の報告もなされた。これらはすべて実社会の政治的社会的活動に当る行為にほかならないのであつて、本件集会はそれによつてもはや真に学問的な研究と発表のためのものでなくなるといわなければならない。また、……右発表会の会場には、東京大学の学生および教職員以外の外来者が入場券を買つて入場していたのであつて、本件警察官も入場券を買つて自由

に入場したのである。これによつて見れば、一般の公衆が自由に入場券を買つて入場することを許されたものと判断されるのであつて、本件の集会は決して特定の学生のための集会とはいえ、むしろ公開の集会と見なさるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。そうして見れば、本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであつて、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないとわなければならない。したがつて、本件の集会に警察官が立ち入つたことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

これによつて見れば、大学自治の原則上本件警察官の立入行為を違法とした第一審判決およびこれを是認した原判決は、憲法二三条の学問の自由に関する規定の解釈を誤り、引いて大学の自治の限界について解釈と適用を誤つた違法があるのであつて、この点に関して論旨は理由があり、その他の点について判断するまでもなく、原判決および第一審判決は破棄を免れない。」